

「まもりす倶楽部」会員規約

第1条（本規約の適用および変更）

- 1 本規約は、住宅保証機構株式会社（以下「当社」という）が運営する会員組織「まもりす倶楽部」のサービス（以下「本サービス」という）の利用に関して適用するものであり、本サービスの利用は第3条に定める所定の入会申込をした法人（法人でない社団または財団であって代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下、同じ）または個人事業主（以下「会員」という）をその対象とするものとします。
- 2 当社は、合理的な範囲で、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。規約を変更する場合は、「まもりす倶楽部」ホームページにてその内容を会員に告知するものとし、変更後の規約は、その告知のときから既に入会されている会員も含めて適用されるものとします。
- 3 前項の定めにかかわらず、予告なく、当社の組織およびサービスの名称が変更される場合があります。

第2条（「まもりす倶楽部」の目的）

「まもりす倶楽部」は、会員に対する、住宅の瑕疵事故の低減や技術向上の取り組み等に資する各種情報・サービスの提供を行うとともに、会員の雇用する従業員の福利厚生の実と安全の向上をはかるためのサービスを提供し、もって会員の事業発展に寄与することを目的とします。

第3条（会員）

- 1 会員資格は、住宅保証機構へ住宅瑕疵担保履行法に基づく保険を利用するための届出（入会）を行った事業者とします。また、会員は法人または個人事業主（以下、本条において「法人等」という）のみとし、個人での入会はできないものとします。
- 2 「まもりす倶楽部」を利用する法人等は、所定の方法により入会申込をしていただきます。
- 3 入会申込を行おうとする法人等は、本規約を承諾のうえ申込を行っていただきます。入会申込に対して当社が承諾した場合に入会申込法人等を会員とします。
- 4 当社は次の場合には、入会の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 入会申込時に法人等が虚偽の事項を申告したことが判明した場合
  - (2) 当社が不適当と判断する行動を入会申込法人等が行った場合
  - (3) 入会申込法人等が本サービスを第三者に提供するおそれがあると当社が判断した場合（シンクタンクや専門職業人など、本業にて第三者提供を行う可能性がある法人等は入会不可とします）
- 5 前項各号に該当するかの判断は、当社の判断をもって足りるものとします。（以下同様）

第4条（代表）

- 1 まもりす倶楽部に、代表1名を置く。  
代表は住宅保証機構株式会社代表取締役とする。
- 2 代表はまもりす倶楽部を代表し、まもりす倶楽部の業務を執行する。
- 3 事務局は代表を補佐してまもりす倶楽部の業務を執行する。

第5条（パスワードの設定）

- 1 まもりす倶楽部ホームページの閲覧にあたり、当社は、第3条第3項後段に基づき会員となった法人等に対し、所定の方法によりパスワードの設定を通知します。
- 2 会員は、パスワードの設定の管理および使用について責任を負うものとします。

- 3 会員は、理由の如何を問わずパスワードの設定を第三者に使用させてはならないものとします。
- 4 会員は、本サービスを利用する権利を譲渡することができないものとします。
- 5 本サービスにおいて会員がパスワードの設定を第三者に使用されたときは、その使用に関する本サービスの行為・行動は全て当該会員が行ったものとみなし、その行為によって発生したいかなる損害も当該会員が負担します。

#### 第6条 (変更の届出)

会員は、入会申込の際に届け出た内容に変更があった場合には、すみやかに所定の方法により変更内容を届け出るものとします。当該届出を怠ったことによって会員が不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負わないものとします。

#### 第7条 (退会)

- 1 会員が「まもりす倶楽部」を退会しようとするときは、所定の方法によりその旨を届け出るものとします。退会時に当社と会員との間に有料サービスの代金支払等の債権債務が存在する場合には、退会の届出にかかわらず当該債権債務の処理に必要な限度で引き続き本規約が適用されるものとします。
- 2 会員が「まもりす倶楽部」を退会するときは、収受した年会費については返金しません。

#### 第8条 (会員の責任)

- 1 会員は、本規約に定める事項を遵守するほか、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 会員が、虚偽の内容を申告・入会する行為
  - (2) 「まもりす倶楽部」により入手した情報に手を加える行為
  - (3) 「まもりす倶楽部」の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
  - (4) 公序良俗・一般常識に反する行為
  - (5) 前各号のほか、当社が不適當・不適切と判断する行為
- 2 前項各号に掲げる内容の行為があった場合、当社は会員の承諾なしに、その行為を排除するための措置をとることができるものとします。

#### 第9条 (入会申込の抹消)

当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当する場合、入会申込を抹消できるものとします。

- (1) 会員が、入会申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 会員が、本規約に違反した場合
- (3) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (5) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (6) 会員が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (7) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (8) 前各号のほか、当社が不適當と判断する会員

#### 第10条（本サービスの内容の変更、一時中断、中止）

- 1 当社は、本サービスの内容を予告なく変更できるものとします。
- 2 当社は、サービス提供のための装置の保守点検、設備更新その他運営上の必要、天災事変、装置の故障等により本サービスの提供を一時中断することがあります。
- 3 当社は、運営上その他の理由により、本サービスの提供を中止することがあります。
- 4 前3項の事由における会員への通知は、原則「まもりす倶楽部」ホームページ上で告知するのとし、その告知のときから既に入会されている会員も含めて適用されるものとします。
- 5 前項の規約にかかわらず、「まもりす倶楽部」ホームページを見るのが困難であると「まもりす倶楽部」事務局が判断し、メールまたは郵送にて通知する場合は、会員が申し出たEメールアドレスまたは郵送番号に宛てて本サービスを提供するにあたり、通信経路の不具合や、第5条における変更の届出を怠ったことその他当該会員の責に帰すべき事由により会員に送信されないとき、また、「まもりす倶楽部」からの連絡通信等の配信拒否をしている会員（以下「配信拒否会員」という）に対して、当社は以後、当該Eメールアドレスへの送信または郵送を中止することがあります。
- 6 本条の取り扱いにより会員に損害が生じても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第11条（特典の提供）

当社は「まもりす倶楽部」を利用する会員に対して、当社の定める特典を提供することがあります。

#### 第12条（会員情報等の取り扱い）

- 1 会員が本サービスに入会または届け出た情報、本サービスの利用に関する会員の情報（以下「会員情報」という）はこれを当社で共有し、当社[および当社と委託契約書を交わしている事務機関]から会員に対し、有益と思われるご案内を提供するために利用することがあります。
- 2 当社は、次の場合を除いて会員情報を外部に提供することはありません。
  - (1) 会員が同意している場合
  - (2) 会員からの申込により、サービス提携会社へお申込内容を連絡する場合
  - (3) 法令に基づき開示する場合
  - (4) 各種サービス・情報のご提供や商品のご案内を、会員へお伝えすることを目的として、当社と事務委託契約書を交わしている事務機関へ提供する場合
- 3 会員情報のうち個人情報である情報（以下「会員個人情報」という）の取り扱いについては、前2項に定めるところにかかわらず、当社は別に定める「まもりす倶楽部における個人情報の取扱い」に従います。

#### 第13条（会員情報に関する権利）

- 1 当社は、会員から自己の会員情報について開示・変更・削除等を求められた場合には、特別な理由のない限り、これに応じます。
- 2 当社は、前項にかかわらず、会員個人情報について、開示・変更・削除等を求められた場合には、当社は別に定める「まもりす倶楽部における個人情報の取扱い」に従います。

#### 第14条（通知）

- 1 本サービスの提供および本規約に基づく会員宛での諸通知は、原則「まもりす倶楽部」ホームページにてその内容を会員に通知するものとし、その告知のときから既に入会されている会員も含めて適用されるものとします。
- 2 前項の規約にかかわらず、「まもりす倶楽部」ホームページを見ることが困難であると「まもりす倶楽部」事務局が判断し、会員に対してメールまたは郵送にて通知する場合、会員が申し出たEメールアドレスまたは郵送番号に宛てて送信することをもって足り、本規約に基づく会員宛での諸通知が、通信経路の不具合や、第5条における変更の届出を怠ったことその他当該会員の責に帰すべき事由により会員に送信されないとき、また、会員が配信拒否をしているときも、それらが通常すべきときに到達したものとみなすことができるものとします。
- 3 本条の取り扱いにより会員に損害が生じても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第15条（著作権等の尊重）

- 1 「まもりす倶楽部」に関する全ての著作権その他の知的財産権は、全てその権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- 2 会員は、本サービスを利用することにより得られる情報を、当社の事前の承諾なしに当該会員以外の第三者に提供することはできないものとします。

#### 第16条（免責事項）

- 1 当社は、「まもりす倶楽部」による情報提供の結果、会員と第三者（他の会員を含む）との間で行われた取引に関連する債務の履行、瑕疵その他当該取引に関して生じた紛争については、一切その責任を負わないものとします。
- 2 会員は、本サービスに関連し、他の会員または第三者から苦情、損害賠償その他の請求を受け、または訴訟を提起された場合には、自らの費用と責任においてこれらを解決するものとし、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3 当社は、会員が本サービスの利用に関して提携機関の責に帰すべき事由により損害を被った場合であっても、一切その責任を負わないものとします。

#### 第17条（合意管轄）

本規約の解釈、適用にあたっては日本法が適用されるものとし、本規約に基づく権利義務に関して当社と会員との間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上